

平成 26 年 11 月 28 日

埼玉土建一般労働組合中央執行委員長 殿

埼玉労働局労働基準部健康安全課長

建設工事等におけるガス管損傷による労働災害防止について

日頃より労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号、以下「安衛則」という。）第 355 条に基づき地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガス管損傷による労働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられるとともに、平成 19 年 3 月 22 日付け基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」により、改修工事において、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めるよう指導しているところです。

今般、別添のとおり、昨年に引き続き経済産業省商務流通保安グループガス安全室長より平成 26 年 11 月 19 日付け 26 商ガ安第 22 号をもって、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止に関する事業者等への要請について厚生労働省へ協力依頼があったところです。

この協力依頼においては、ガス事業者に事前照会をしなかったため、ガス管の存在を知らずにガス管を破損し、その結果、火災が発生し被災した事例等が多数紹介されています。

つきましては、建設工事におけるガス管損傷事故による労働災害を防止するため、貴団体会員に対し下記事項について周知徹底してくださるようお願いいたします。

記

1 くい打ち機等によるガス導管等の損壊の防止（安衛則第 194 条関係）

くい打機又はボーリングマシンを使用して作業を行う場合は、ガス導管等の有無及び状態を当該ガス導管等を管理する者に確かめる等の方法により調査し、その結果に適応する措置を講じること。

2 ガスが存在するおそれのある配管の溶断等（安衛則第 285 条関係）

溶接、溶断その他火気を使用する作業又は火花を発するおそれのある作業を行う場合は、ガスが存在するおそれのある配管については、あらかじめ、不活性ガス又は水を封入すること等により爆発又は火災の防止のための措置を講じること。

3 地下作業場等（安衛則第 322 条関係）

可燃性ガスが発生するおそれのある地下作業場において作業を行う場合、又はガス導管からガスが発散するおそれのある場所において明り掘削の作業を行う場合は、爆発又は火災を防止するため、次に定める措置を講じること。

一 ガスの濃度を測定する者を指名し、その者に、毎日作業を開始する前及び当該ガスに関し異常を認めたときに、当該ガスが発生し、又は停滞するおそれがある場所について、当該ガスの濃度を測定させること。

二 ガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、労働者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれがあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等を行うこと。

4 地山の掘削の作業前の調査（安衛則第355条関係）

地山の掘削の作業を行う場合は、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について埋設物等の有無及び状態を、埋設物等の所有者又は管理者に対して照会し、その結果に応じた手順を定め、これにより作業を行うこと。

5 ガス管による危険の防止（安衛則第362条関係）

ガス管に近接する箇所で明り掘削によりガス管を露出させる作業を行う場合は、作業指揮者を指名して、その者の直接の指揮により、ガス管をつり防護、受け防護等により防護し、又は、あらかじめガス管を移設する等の措置を講じてから作業を行うこと。

6 掘削機械等の使用禁止（安衛則第363条関係）

明り掘削の作業を行なう場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管等の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合は、掘削機械等を使用しないこと。

7 改修工事における爆発防止（「建設業における総合的労働災害防止対策」関係）

改修工事における作業計画には、ガス会社への事前連絡等についても定め、これに基づく作業を徹底すること。

8 経済産業省からの要請に基づくガス管損傷事故の再発防止

- (1) 工事前には、ガス事業者に、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にガス事業者に立会を求めるこ^と。
- (2) ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の作業者全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。
- (3) ガス管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- (4) 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部よりも浅い場所にあることが多いため、特に注意すること。
- (5) 工事の際、ガス管及びガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- (6) ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

ご自宅のリフォーム工事等の際は事前にガス事業者への連絡をお願いします。



住宅工事等による ガス事故を防ぐために

自宅のリフォームや改修工事の際、ガス管やガス供給設備の位置等を確認しないで作業したため、ガス設備を誤って損傷し、お客様や作業員が巻き込まれる事故が発生しています。

お客様や作業員の安全を守るために、**工事の際は事前にガス販売店へ連絡し、ガス設備の取り扱い等、注意点を確認してください。**



ガス漏えい・爆発 の危険

埋設管・供給管の損傷に注意!



ガス管の位置を確認せずに工事を行うとガス管を損傷し、ガス漏れやガス爆発事故に至る場合があります。

ガス器具の接続に注意!



キッチン等をリフォームする際、ガス器具が正しく接続されていないと、ガス漏れ等の事故に至る場合があります。

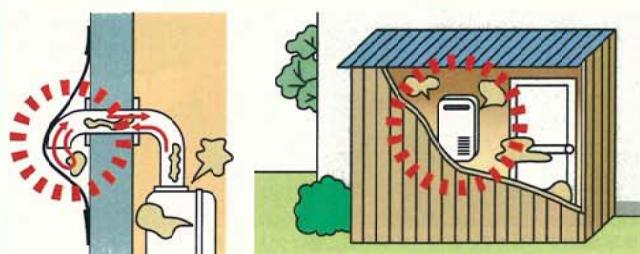
CO(一酸化炭素) 発生の危険

排気筒のはずれ・ズレに注意!



ふろがまや排気筒の交換時等にズレが生じると、COを含んだ排気が室内に逆流し、CO中毒の原因になります。

給排気設備の不全に注意!



外壁の塗装時に養生シートで給排気設備をふさいだり、屋外式の燃焼器を波板等で囲むと、燃焼器から発生したCOが室内に滞留し、CO中毒の原因になります。



CO(一酸化炭素)は無色・無臭できわめて毒性が強い气体です。気づかぬうちに中毒症状を起こし、意識を失ったり、**死亡事故**に繋がる場合があります。

厨房設備のレイアウト変更の際は事前にガス事業者への連絡をお願いします。



厨房設備のレイアウト変更によるガス事故を防ぐために

業務用厨房設備のレイアウトを変更した際、ゴム管の接続や不要になったガス栓が正しく処理されていないと、ガス漏れ等の事故につながります。

厨房での事故は、従業員はもちろん、お客様を巻き込んで被害が大きくなる恐れがあります。お客様や従業員の安全を守るため、**厨房機器の入れ替えやレイアウト変更がある時は、ガス販売店に連絡してください。**



ガス漏えい・爆発の危険

未使用のガス栓に注意!



未使用のガス栓は閉栓処理がされていないと、接触等による誤解放によってガス漏れ事故につながります。未使用のガス栓はガス販売店へ連絡し、正しく処理してください。

ガス栓・ゴム管の配置に注意!

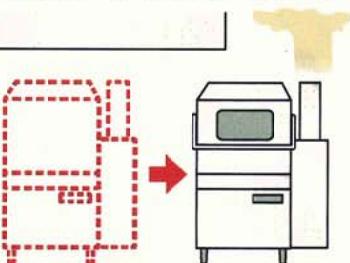


※写真はLPガスの例。都市ガス用のゴム管はクリーム色です。

ガス栓やゴム管が調理台の脚等に接触していると、燃焼器や調理台を移動した際に引っかかる等して、ガス漏れ事故につながります。

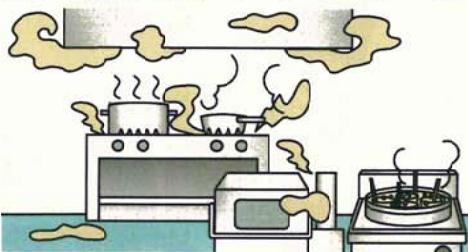
CO(一酸化炭素)発生の危険

排気設備の位置に注意!



レイアウト変更によって正常な排気ができなくなると、COを含んだ排気が室内に滞留し、CO中毒の原因になります。

給排気設備の不全に注意!



燃焼器を増やしたり、入れ替えた際に、給排気設備の能力が不足すると、給排気不全によりCOを含んだ排気が室内に滞留し、CO中毒の原因になります。

機器の異常を感じたら
こちらへ連絡を

電話番号等をご記入ください。

※「緊急時連絡先」は、あらかじめ
ご確認ください。

●会社名

●緊急時連絡先